

計画停電が実施された場合の医療機関等の対応について（参考）

（平成23年7月15日付け事務連絡より抜粋）

2. 計画停電等に備えた事前の対応について

万が一の計画停電が実施された場合等に備え、医療機関、訪問看護ステーション及び医療機器メーカーにおいては、あらためて下記の取組の徹底をお願いいたします。

- (1) 自家発電装置を有する医療機関においては、装置の点検や燃料の確保を行うこと。
- (2) 在宅医療機器を使用している患者を担当する医療機関及び訪問看護ステーションにおいては、医療機器メーカーと十分に連携しつつ、適宜以下に例示する取組を行い、患者の生命に危険が及ばぬよう万全を期すこと。
 - ① 担当する在宅療養患者について、以下の点に係る注意喚起や確認を行うこと。
 - ・人工呼吸器を使用する患者に対する人工呼吸器の内蔵バッテリーの有無と持続時間・作動の再確認、外部バッテリーの準備及び事前の充電
 - ・酸素濃縮装置を在宅で使用している患者に対する必要な酸素ボンベが配布されているかの再確認、酸素ボンベの使用法の再確認
 - ・停電等電源異常時のアラームが正しく作動するかの再確認
 - ② ①の確認を実施した上で、必要な場合には、患者の状態を踏まえた適切な在宅医療機器への切替え等の対応を行うこと。
 - ③ 担当する在宅療養患者と緊急時連絡体制を再確認するとともに、停電の際の対応について、事前に相談しておくこと。
- (3) 医療機器メーカーにおいては、医療機関等と十分に連携しつつ、適宜以下に例示する取組を行い、患者の生命に危険が及ばぬよう万全を期すこと。
 - ① 各メーカーの顧客である在宅療養患者について、以下の点に係る確認や注意喚起を行うこと。
 - ・人工呼吸器を使用する患者に対する人工呼吸器の内蔵バッテリーの有無と持続時間・作動の再確認、外部バッテリーの準備及び事前の充電
 - ・酸素濃縮装置を在宅で使用している患者に対する必要な酸素ボンベが配布されているかの再確認、酸素ボンベの使用法の再確認
 - ・停電等電源異常時のアラームが正しく作動するかの再確認
 - ② ①の確認を実施した上で、必要な場合には、医師と相談の上、患者の状態を踏まえた適切な在宅医療機器への切替え等の対応を速やかに行うこと。
 - ③ 各メーカーの顧客である在宅療養患者に対し、停電の際の対応について、担当の医療機関等と事前に相談しておくよう注意喚起すること。
 - ⑤ 各メーカーにおいて、外部バッテリーの在庫を十分確保すること。